

令和元年度

発注工事（港湾空港関係）における総合 評価落札方式の運用方針（工事）の一部 改定について

令和元年12月25日

中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和2年1月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

技術提案書に記載する技術（工夫）提案数の上限設定について

- ・従来より、競争参加希望者に対して過度なコスト負担を要する技術提案を求めないように配慮しています。
- ・しかしながら、競争参加希望者から提出される技術提案には、より高い加算点を得るために一連性のある複数の技術（工夫）が散見されます。
- ・このため、競争参加希望者の過度なコスト負担を抑制するとともに、技術提案作成に係る負担軽減のために技術提案に記載できる技術（工夫）提案数の上限を設定するものです。

技術提案書に記載する技術（工夫）提案数の上限設定について

- ・入札説明書記載の技術提案における評価方法の変更
- ・入札説明書に添付する様式の一部変更

技術提案書に記載する技術（工夫）提案数の上限設定について

・入札説明書記載の技術提案における評価方法の変更

技術提案評価型S型の工事に適用

現行

【入札説明書記載内容】（例：チャレンジ型の場合）

8. 総合評価落札方式に関する事項

(4)入札の評価に関する基準及び得点配分

②技術提案 イ)

- c. 一連性がある場合を除き、1つの提案内で明らかに複数の提案ある場合、提案資料のより上位の位置に記載された項目のみを評価対象とし、以降の項目については評価の対象としない。ただし、評価対象とならなかった提案についても実施義務が生じるので注意すること。なお、「一連性のある提案」とは、提案の主たる技術の効果又は確実性を高めるため、補助的な工夫（技術）を追加する提案をいう。他方、同じ着眼点に対する技術であっても、「一連性のある提案」に当たらず、それぞれが個別に効果を発揮する複数技術の提案については、提案数が複数であると判断する。
- e. 「評価しない提案内容」は以下のとおりとする。
 - ・法令違反に該当するもの
 - ・特記仕様書の内容と異なるもの（図面に記載された内容（参考図除く）も該当する）
 - ・指定された様式を外れて記載された部分のもの（1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載）
 - ・指定テーマ、重要な項目に即していないもの
 - ・「本工事の課題（別記様式4-2）」の内容に対し提案内容が合っていないもの
 - ・具体的な記載がなく、効果の有無が判断できないもの
 - ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの
 - ・1つの提案に一連性のない複数の提案がある場合における、2提案目以降のもの
 - ・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」（HP公表）に該当するもの（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>）
 - ・特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等のもの
 - ・他機関等との調整が必要となるもの
 - ・提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの
 - ・特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの
 - ・その他適切と認められないもの

改定

【入札説明書記載内容】

8. 総合評価落札方式に関する事項

(4)入札の評価に関する基準及び得点配分

②技術提案 イ)

- c. **原則、1提案内で提案できる技術（工夫）は1つとする。**
 - ただし、2つの技術（工夫）を組み合わせることで、技術提案の効果が高くなる場合に限り、1提案内で提案できる技術（工夫）を2つとすることができる。なお、1提案内に技術（工夫）が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術（工夫）を評価し、3つ目以降の技術（工夫）は評価しない。
 - また、評価対象とならなかった技術（工夫）についても実施義務が生じるので注意すること。
- e. 「評価しない提案内容」は以下のとおりとする。
 - ・法令違反に該当するもの
 - ・特記仕様書の内容と異なるもの（図面に記載された内容（参考図除く）も該当する）
 - ・指定された様式を外れて記載された部分のもの（1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載）
 - ・指定テーマ、重要な項目に即していないもの
 - ・「本工事の課題（別記様式4-2）」の内容に対し、提案内容が合っていないもの
 - ・具体的な記載がなく、効果の有無が判断できないもの
 - ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの
 - ~~・1つの提案に一連性のない複数の提案がある場合における、2提案目以降のもの~~
 - ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術（工夫）
 - ・1提案内で記載順に2つ目の技術（工夫）において、1つ目の技術と組み合わせで効果が高くなると認められない場合の2つ目以降の技術（工夫）
 - ・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」（HP公表）に該当するもの（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>）
 - ・特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等のもの
 - ・他機関等との調整が必要となるもの
 - ・提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの
 - ・特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの
 - ・その他適切と認められないもの

技術提案書に記載する技術（工夫）提案数の上限設定について

入札説明書に添付する様式の一部変更

技術提案評価型S型の工事に適用

現行

改定

例：チャレンジ型の場合

様式例（別記様式-4-2）

（用紙A4縦）

技術提案書（詳細）

工事名：平成〇年度 ○○○○○○○○○工事

指定テーマ	○○○○○○○○に関する提案
重要な項目①	○○○に関する提案
提案1	【留意事項】 ・タイトルを1行以内で記載すること。（「技術提案書（概要）」と整合していること。）
本工事の課題	【留意事項】 ・工事内容、設定理由等を踏まえ、本工事の課題、課題に着眼した理由について記載すること。
技術提案の内容と効果	【留意事項】 ・「指定テーマ」及び「重要な項目」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術の採用理由、時期、範囲、手順、効果等を具体的に記載すること。なお、提案は1つに限る。また、技術提案書（概要）に記載した内容と整合が取れていること。
新技術の活用	【留意事項】 上記技術提案に記載した中で適用がある場合に記載する。 ・「新技術情報提供システム（NETIS）」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術の活用がある場合、評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限（NETISの場合は掲載期限）、受賞年月日等を記載すること。

注1：提案1につき図・写真等も含め、A4用紙（縦）・1ページ以内にまとめること。提案数については入札説明書で確認すること。なお、規程枚数を超過した場合、超過部分については評価の対象としない。技術提案内容の補足説明の追加も認めない。

注2：技術提案書の文字サイズは10ポイント以上、文字色は黒とし、装飾文字は使用しないこと。（図・写真等を除く）

注3：技術提案を行わない場合、本様式の提出は不要。

注4：根拠として文献等を引用する場合、そのコピーを添付し引用箇所を明確にすること。なお、文献等のコピーについては、注1の規程枚数には含まなくてもよい。

注5：「新技術の活用」については有効期限内であること。また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。

様式例（別記様式-4-2）

（用紙A4縦）

技術提案書（詳細）

工事名：令和〇年度 ○○○○○○○○○工事

指定テーマ	○○○○○○○○に関する提案
重要な項目①	○○○に関する提案
提案1	【留意事項】 ・タイトルを1行以内で記載すること。（「技術提案書（概要）」と整合していること。）
本工事の課題	【留意事項】 ・工事内容、設定理由等を踏まえ、本工事の課題、課題に着眼した理由について記載すること。
技術提案の内容・効果・実施方法	記載例 ○提案目的（※1行以内で記述する） ○提案する技術（工夫）（※1行以内で記述する） 技術（工夫）1つ目：●●●●●●●● （技術（工夫）2つ目：●●●●●●●●<必要な場合に記載出来る>） ○具体的な提案内容 ・提案内容の概要 ・見込まれる効果 ・実施方法 など 【留意事項】 ・「指定テーマ」及び「重要な項目」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術（工夫）の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法（時期、範囲、手順など）等を具体的に記載すること。 ・技術提案書（概要）に記載した内容と整合が取れていること。 ・原則、1提案内で提案できる技術（工夫）は1つとする。 ただし、2つの技術（工夫）を組み合わせることで、技術提案の効果が高くなる場合に限り、1提案内で提案できる技術（工夫）を2つとすることができる。なお、1提案内に技術（工夫）が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術（工夫）を評価し、3つ目以降の技術（工夫）は評価しない。 また、評価対象とならなかった技術（工夫）についても実施義務が生じるので注意すること。
新技術の活用	【留意事項】 上記技術提案に記載した中で適用がある場合に記載する。 ・「新技術情報提供システム（NETIS）」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術の活用がある場合、評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限（NETISの場合は掲載期限）、受賞年月日等を記載すること。

注1：提案1につき図・写真等も含め、A4用紙（縦）・1ページ以内にまとめること。提案数については入札説明書で確認すること。なお、規程枚数を超過した場合、超過部分については評価の対象としない。技術提案内容の補足説明の追加も認めない。

注2：技術提案書の文字サイズは10ポイント以上、文字色は黒とする。（図・写真等を除く）

注3：技術提案を行わない場合、本様式の提出は不要。

注4：根拠として文献等を引用する場合、そのコピーを添付し引用箇所を明確にすること。なお、文献等のコピーについては、注1の規程枚数には含まなくてもよい。

注5：「新技術の活用」については有効期限内であること。また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。